

令和6年12月23日

宗像市議会  
議長 岡本 陽子 様

総務常任委員会  
委員長 新留 久味子

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

### 第82号議案 宗像市行政組織条例の一部を改正する条例について

本市の組織機構の見直しに伴い、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 組織機構改編による部の名称及び所掌事務の変更に伴い、関係する条例を改正する。あわせて、課、係の新設及び名称変更に伴い、関係規則を改正する。
- 2 組織機構改編の考え方
  - (1) 公共施設の整備等に向けた機構への改編
  - (2) 技術職員の人材育成及び仕事を通じた学びの機会確保のための改編
  - (3) 喫緊の行政課題に対応した組織への改編
  - (4) 事業完了による機構の改編
- 3 組織機構改編の概要
  - (1) 市民協働部  
窓口利用者の利便性向上を目的とした証明窓口の一本化に伴い、市民協働部の事務分掌に市税等関係証明に関することを加える。
  - (2) 都市整備部  
都市整備部は、名称を都市管理部に改める。また、公共施設の管理を所管するアセットマネジメント推進課を経営企画部から都市管理部に移管するほか、産業振興部の農業振興課及び水産振興課が所管する農業土木や漁港整備等に関する業務を担う土木技術部門を施設整備課に移管し、新たに農林水産整備係を置く。さらに、維持管理課から公園の使用・占用の許可等ソフト面での管理業務を担う管理係を建築課に移管し、維持管理課は道路公園等の整備や維持に関するハード面での業務を中心に行う。なお、これらの改編に伴い都市管理部の業務が増加するため、新たに施設整備担当部長を置く。  
ほかの部で行っていたハード面の業務を都市管理部に集約することで、公共施設を計画から整備・更新に至るまで一体的に所管していくほか、技術職員を一つの部に集約することでそれぞれが有している知見や技術の継承を目指す。現在、本市の技術職員数は充足しているものの、

将来的に人材不足が見込まれるため、今後は都市管理部が一体となって人材育成に取り組む。

(3) 都市再生部

都市再生課内に地域公共交通政策室を設置し、地域に根づいたきめ細やかな公共交通の整備に取り組む。また、都市計画課内に雨水対策室を設置し、宗像市雨に強いまちづくりビジョンに基づいた浸水対策を危機管理課等と連携しながらさらに加速させる。

(4) 産業振興部

農業振興課振興係と水産振興課振興係を統合した農林水産課を新たに設置する。これにより農林水産の振興に関するソフト面の業務は産業振興部、農業土木や漁港整備等に関するハード面の業務は都市管理部で所管することとなるが、部同士の横の連携を密に行うことで市民サービスの低下を招かないよう努める。

(5) 教育部

教育政策課を教育総務課に改める。また、城山中学校整備事業と県立特別支援学校の造成工事が終了したことに伴い、課内にあった学校整備プロジェクト室は廃止するが、職員の働き方改革、部活動地域移行やその他デジタル化の推進等の学校における業務改革等に関しては新たに設置する教育改革係へ、特別支援教育係は新設する教育支援室内に移管する。なお、教育支援室内には特別支援教育係のほかに、学校におけるいじめや不登校などの相談に対応する教育相談係を設置する。さらに、地域教育連携室内にあったコミュニティ・スクール係を小中一貫コミュニティ・スクール係に改め、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを一体的に推進していく。

学校管理課を安全安心な学校づくり課に改め、施設整備係と食のまち給食係の2係を置き、課の事務分掌に学校給食における地産地消及び食のまちの推進に関することを新たに加える。

4 今回の組織機構改編により、12部49課85係から12部50課83係となる。

**【意見】**

(賛成意見)

- ・公共交通を整備するために地域公共交通政策室を設けたこと、いじめや不登校のほか教育に関する様々な相談を受けるために教育支援室教育相談係を設けたことを高く評価する。また、都市管理部においては、集約した技術職員それぞれの知見を生かすことで職員の経験値を高め合い、本市の発展のために尽力してほしい。
- ・今回の組織機構改編が、最終的には市民サービスの拡充につながり、また、市職員の働きやすさや能力向上に帰することを期待する。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

**第83号議案 財産の取得について**

移動式排水ポンプ及び積載車両を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等  
移動式排水ポンプ等
- 2 取得価格  
5,939万1,805円（うち消費税及び地方消費税相当額539万9,255円）
- 3 契約の相手方  
福岡県北九州市小倉南区沼本町3丁目1-1  
株式会社福岡トーハツ北九州営業所  
所長 山形 正彦
- 4 履行期間  
議決した旨を通知した日の翌日から令和7年5月30日まで
- 5 契約の方法  
随意契約
- 6 随意契約の理由  
本市に防災用品又は消防ポンプで業者登録をしている全事業者に調査した結果、仕様を満たす製品を取り扱っており、指定する納期までに納入可能な事業者が1者に限られたことから、随意契約とする。
- 7 その他
  - (1) 大雨等災害による浸水被害の低減を図ることを目的として移動式排水ポンプ及び排水ポンプを運搬する積載車両を1台ずつ購入する。取得価格の内訳は、排水ポンプが税抜きで4,680万円、積載車両が税抜きで719万2,550円である。
  - (2) 平常時は市役所に保管する予定だが、今後の保管場所については、過去に大きな冠水が発生した田久地区や田熊地区の関係団体と調整しながら検討する。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### 第84号議案 財産の取得について

自走式トイレカーを購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等  
自走式トイレカー
- 2 取得価格  
2,272万9,271円（うち消費税及び地方消費税相当額206万8円）
- 3 契約の相手方  
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2933番地9  
株式会社モンテリオン  
代表取締役 佐藤 <sup>ゆか</sup>友香
- 4 履行期間  
議決した旨を通知した日の翌日から令和7年6月30日まで

5 契約の方法

随意契約

6 随意契約の理由

本市に特殊自動車で業者登録している全事業者に調査したが履行可能な登録事業者がなかったため、登録外事業者を含め可能な限り調査した結果、仕様を満たす製品を取り扱っており、指定する納期までに納入可能な事業者が1者に限られたことから、随意契約とする。

7 その他

トラックサイズの自走式トイレカー1台を購入する。購入するトイレカーのトイレ部分の仕様については、男女別トイレのほかに、おむつ交換台、ベビーキープやオストメイトに対応した多目的トイレを有し、入口に車椅子でもトイレが利用できるよう昇降リフトを備えるものとする。また、エアコンやソーラーパネル、約1千人分の排水用タンク等を備えることで、大規模災害等による断水時にも衛生的で安全なトイレ環境を確保し、被災者の健康維持を図る。なお、トイレカーの耐用年数は20年程度を見込んでおり、平常時には市のイベントでの活用も検討する。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

**第 85 号議案 宗像市手数料条例の一部を改正する条例について**

窓口利用者の利便性向上を目的として、資産証明書交付手数料、税に関する証明手数料、臨時運行許可申請手数料及び住宅用家屋証明申請手数料の徴収方法を変更するため、条例の一部を改正するものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

令和7年1月に実施する市役所庁舎の1階フロア改修に伴い、税務課が所管している証明書等交付事務を市民課に移管し、複数の証明書を市民課で一括して取得できるようにする。あわせて、移管する証明書等の手数料の徴収については、これまでの証紙による方法から現金支払いによる方法に変更する。なお、手数料の徴収方法については、令和7年度からキャッシュレス決済に対応できるよう協議を進めている。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。